

株式会社 大直 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年 1月 1日～平成32年 12月 31日までの 3年間

2. 内容

目標1：所定外労働時間を削減するため、ノー残業デーを設定するほか、原則 19 時までに退社するルールを導入し、社員一人ひとりの意識・行動を変革し、生産性の向上を図る。

<対策>

- 平成 30年 1月～ 各部署における所定外労働の原因分析等を行う。
- 平成 30年 4月～ ノー残業デーの開始  
退社時間宣言ツールを導入（時間意識の向上）  
毎月の時間外集計と対前年実績との比較（労働時間の可視化）
- 平成 31年 1月～ 管理職のマネジメント
- 平成 32年 4月～ 原則 19 時退社達成

目標2：年次有給休暇の取得を促進するため、職場環境を整える。

<対策>

- 平成 30年 1月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成 30年 4月～ 有給取得奨励日を設置
- 平成 31年 1月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。
- 平成 31年 4月～ 有給休暇の取得率一人当たり平均 50%達成を目指す
- 平成 32年 4月～ 有給休暇の取得率一人当たり平均 50%達成

目標3：育児・介護休業等に関する規定の周知及び利用促進を図るとともに、妊娠中や産休・育休復帰後の社員のための相談窓口を設ける。

<対策>

- 平成 30年 1月～ 従業員への制度に関する周知及び相談窓口設置について検討
- 平成 31年 4月～ 相談員を決定し、相談窓口を設ける。  
育児・介護休業に関する規定の周知を行う